水道直結式スプリンクラー設備設置条件承諾書

日南市水道事業管理者 殿

令和　　年　　月　　日

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 設置場所 | |  |
| 設置者  （所有者） | 住所 |  |
| 氏名 |
| 消防設備  業者 | 住所 |  |
| 業者名 |
| 代表者名 |
| 消防設備士名 |
| 指定給水  装置工事  事業者 | 住所 |  |
| 事業者名 |
| 代表者名 |
| 主任技術者名 |

給水装置工事で水道直結式スプリンクラー設備を設置するにあたり、下記の条件を承諾します。

１．当該スプリンクラー設備は消防設備士の指導の下に、日南市指定給水装置工事事業者が施工すること。

２．当該スプリンクラー設備の作動は、他の給水器具を閉栓した状態での使用を想定としており、火災時の対応、配水管の断水(災害その他正当な理由による制限給水、水道管破損事故及び水道施設の工事等)又は水圧低下等で、誤作動や非作動が生じた場合において、水道事業者が責任を負わない旨を、設置者に十分説明し了解を得ること。

３．当該スプリンクラー設備は消防法適合品であるとともに、給水設置の構造及び材質の基準に適合する構造であること。

４．給水管から当該スプリンクラー設備の系統への分岐部には、逆流防止性能を有する器具を設置すること。

５．空気又は水の停滞を防止するための措置を行うこと。また、結露現象を生じ、周囲(天井等)に影響を与える恐れのある場合は、防露措置を行うこと。

６．当該スプリンクラー設備が設置された家屋、部屋を賃貸する場合には、当該設は上記条件付きであることを賃借人に熟知させること。

７．当該スプリンクラー設備の所有者を変更するときは、上記事項について譲受人に熟知させること。

８．当該スプリンクラー設備を介して連結している給水栓等から通水状態に異常があった場合は、日南市指定給水装置工事事業者または設置した事業者に連絡するとともに、当方にて処置すること。

９．当該スプリンクラー設備の維持管理上の必要事項及び連絡先を見やすいところに表示し、利用者に周知すること。